

事 務 連 絡
平成25年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係

平成3年6月7日厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」及び「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

平素よりわが国の障害福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

身体障害者用物品の非課税扱いについては、消費税法第6条の規定に基づき、別表第一及び別表第二において規定されており、その指定については、消費税法施行令第14条の4の規定に基づいて行っているところです。

今般、当該告示等について別紙のとおり改正し、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛送付したのでお知らせするとともに、その取扱いについて遺漏無きようよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL 03-5253-1111 (内線 3006)
FAX 03-3503-1237